

傷病手当金等と給料との調整について

組合員が公務以外の病気やケガ、出産のためやむを得ない事情で勤務を休み、給料の全部または一部が支給されないときは、傷病手当金・出産手当金の休業給付が支給されますが、傷病手当金・出産手当金と給料との調整については、地方公務員等共済組合法施行令の一部改正にともない、平成19年4月1日から次のように取り扱われます。

$$\text{休職中の実支給給料} \times \begin{matrix} 1.25 \\ \text{(特別職は1)} \end{matrix} > \begin{matrix} \text{傷病手当金等金額} \\ \text{(給料日額} \times 1.25 \text{(特別職は1)} \times \frac{2}{3} \times \text{支給日数)} \end{matrix} \quad \text{の場合}$$

= 傷病手当金等全額支給停止

【A】

$$\text{休職中の実支給給料} \times \begin{matrix} 1.25 \\ \text{(特別職は1)} \end{matrix} < \begin{matrix} \text{傷病手当金等金額} \\ \text{(給料日額} \times 1.25 \text{(特別職は1)} \times \frac{2}{3} \times \text{支給日数)} \end{matrix} \quad \text{の場合}$$

= 【B】 - 【A】 を支給

- (注) ① 「一般組合員は1.25、長・特別職は1」が政令で定める率です。
 ② 「給料日額」は「給料月額 × 1/22 (5円未満端数切り捨て。5円以上10円未満の端数は10円に切り上げ。)」です。

ご協力をお願いします

被扶養者の資格継続調査を実施します

毎年、被扶養者資格の調査を行っています。これは被扶養者として認定されている方が、今後も継続して認定し得る要件を備えているかどうかを確認するものです。

平成19年7月1日を基準日として、被扶養者として認定している方について調査を実施しますので、該当する組合員の皆さまは、ご協力をお願いします。

- 実施時期：平成19年7月1日から同年9月末日まで。
- 調査対象者：すべての被扶養者で、平成19年5月1日現在、扶養手当の支給対象になっていない方。
- 調査対象期間：平成17年12月31日以前に認定した方は、平成18年1月1日から基準日(平成19年7月1日)までの期間。平成18年1月1日以降に認定した方は、認定日から基準日までの期間。
- 調査方法：「被扶養者資格確認届書」を所属所の共済事務担当課を通じて、調査対象者を被扶養者としている組合員に配付します。必要事項を記入のうえ関係書類を添付し、記名捺印のうえ、各所属所の指定期日までに共済事務担当課へ提出してください。

共済組合で提出書類を審査した結果、当該被扶養者が資格の要件を欠いていた場合は、共済事務担当課を通じて連絡いたしますので、「被扶養者取消申告書」等を提出してください。また、さかのぼって認定を取り消した場合、その間に受診した医療費や受給した給付金については返還していただきます。

* 調査対象者については、昨年度までは18歳以上の方を対象としていましたが、組合員証等のカード化にともない、本年度よりすべての被扶養者の方を対象とします。